

- ① 自由通路の“位置付け”、“整備と維持管理に関する費用負担のルール”について明記
- ② 「道路」「通路等」「鉄道事業者の施設」として位置づけられる自由通路が対象
- ③ 都市基盤事業者が整備する場合は道路を基本とする等、「道路」「通路等」「鉄道事業者の施設」の整備主体別の位置付けについて明記
- ④ 「道路」「通路等」「鉄道事業者の施設」のそれぞれについて、整備と維持管理に関する費用負担の考え方を整理

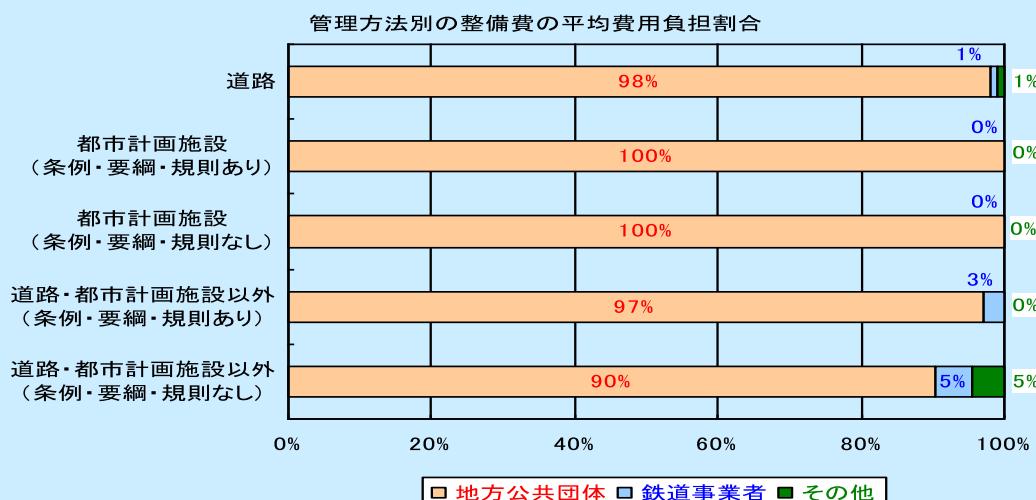
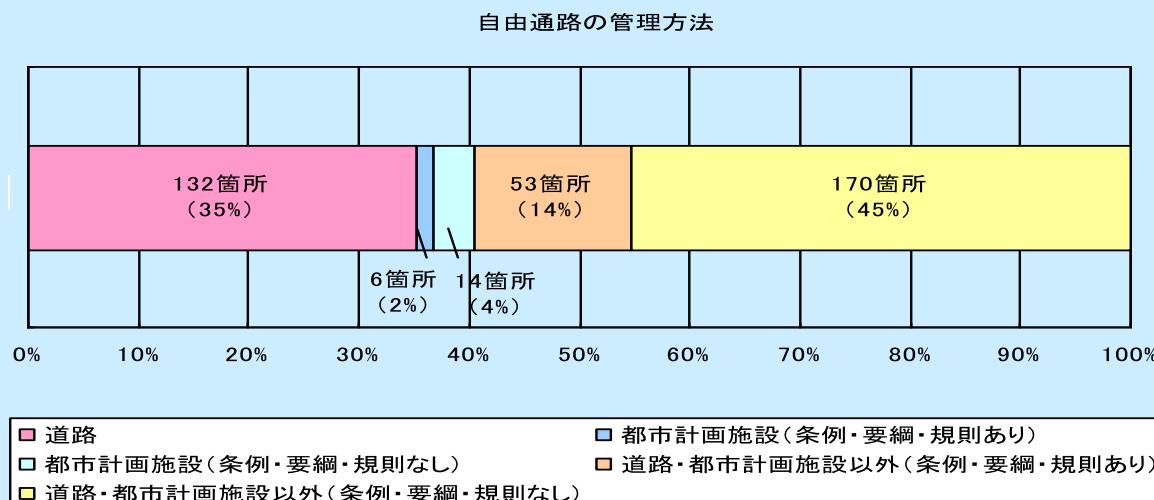
※本要綱は、自由通路の位置付け、整備と維持管理に関する費用負担のルールを定めるものであり、整備や管理についての規格、水準等を定めるものではない。

# 第1条. 目的

本要綱は、自由通路が停車場内に設置されることの特殊性に鑑み、その整備及び管理について必要な事項を定めることにより鉄道駅周辺の整備を促進し、もって都市交通の円滑化を図り、都市の健全な発展に寄与することを目的とする。

## ■整備及び管理に対する費用負担の現状

- ◇道路認定や条例等により管理の位置付けが明確になっていないケースが多い
- ◇地方公共団体は、整備費(ラッピング内施設含む)の大半を負担しているケースが多い



出典：鉄道駅を中心とする「駅まち空間」の整備方策検討調査

- ・ルールがないため、位置付け、費用負担の根拠について、地方公共団体が説明に苦慮
- ・基盤整備事業者と鉄道事業者の協議が停滞するケースが生じている

自由通路の位置付け、整備と維持管理に関する費用負担のルールとして本要綱を策定

## 自由通路

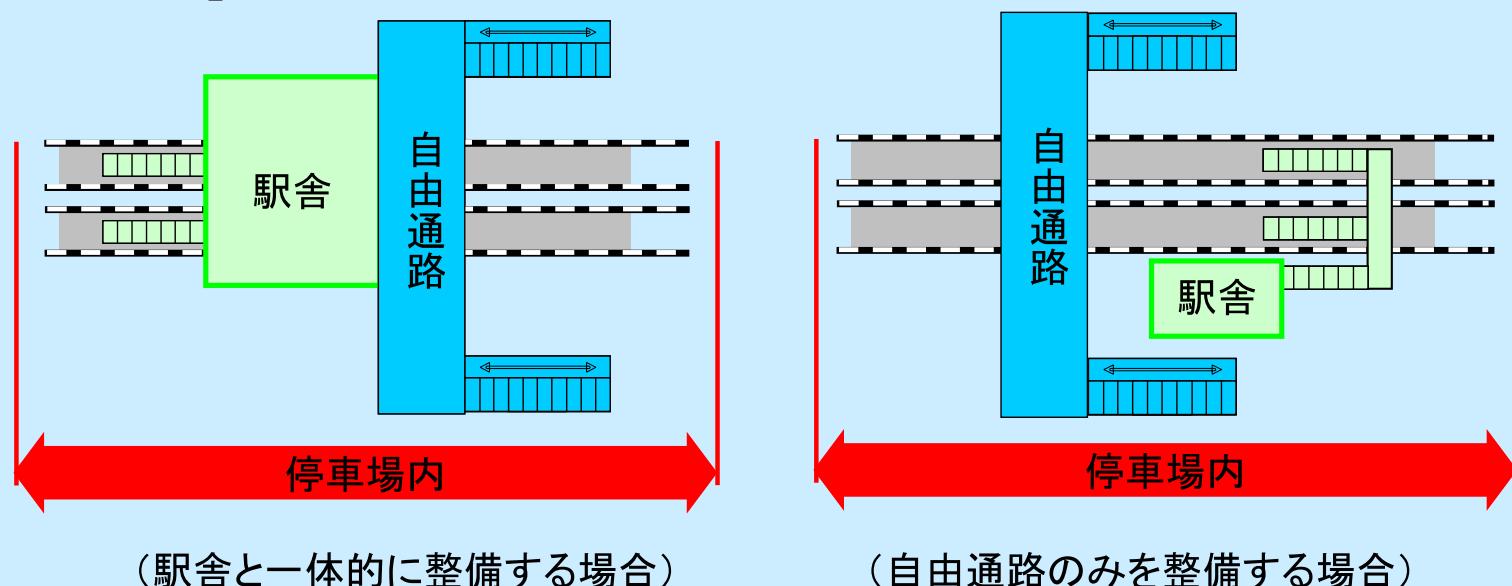
本要綱の対象とする自由通路とは、既存の停車場内で鉄道と交差し、専ら歩行者、自転車の交通の用に供する道路又は通路等をいう。

ただし、鉄道事業者が独自に鉄道或いは駅の整備の一環として整備、管理する自由通路のうち、都市基盤事業者が費用負担しないものについては、本要綱の対象外とする。

○既存の停車場内で鉄道と交差し、専ら歩行者、自転車の交通の用に供する道路又は通路等

※停車場内にあるものを対象とし、橋上駅舎化のような駅舎と一体的に整備するものに限らない

## 【自由通路の形態(例)】



**都市基盤事業者が整備、管理する自由通路について、鉄道事業者に受益が生じる場合は、自由通路の整備、管理に要する費用の一部を鉄道事業者は負担するものとする。**

**鉄道事業者が整備、管理する自由通路のうち都市基盤事業者と鉄道事業者が合意した部分について、自由通路整備費の一部を都市基盤事業者が負担するものとする。**

**これらの費用負担の考え方は、下記のとおりとする。**

#### 【都市基盤事業者が整備、管理する自由通路】

⇒ 鉄道事業者に受益が生じる場合は、自由通路の整備、管理に要する費用の一部を鉄道事業者は負担する。

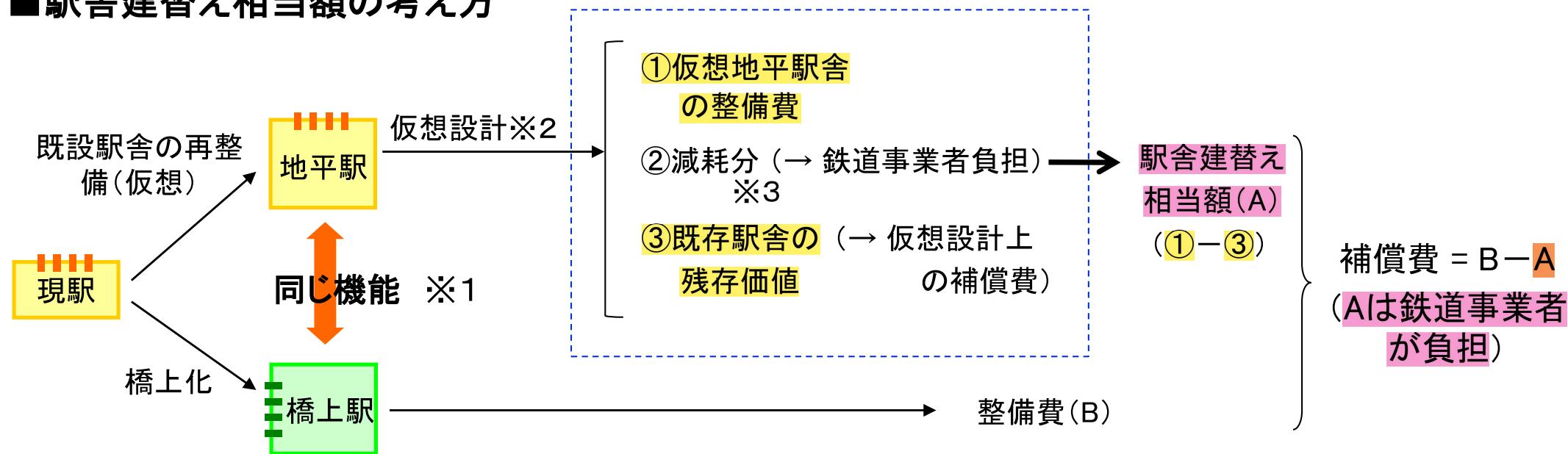
#### 【鉄道事業者が整備、管理する自由通路】

⇒ 都市基盤整備事業者と鉄道事業者が合意した部分について、自由通路整備費の一部を都市基盤事業者が負担する。

### ■種別は下記の4つの分類以外の場合はない

種別	整備費	維持・管理費
道路	<p>○<b>都市基盤事業者が自由通路整備費を負担</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既設駅施設の補償は、公共補償基準</li> <li>鉄道事業者が負担すべきバリアフリー施設は補償から控除</li> </ul>	都市基盤事業者の負担
通路等	<p>○<b>鉄道事業者が自由通路整備費の一部を負担</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該開発によって生じる受益に応じて鉄道事業者は、自由通路整備費の一部を負担</li> <li>当分の間、鉄道事業者の負担額は、連続立体交差化に関する細目要綱(第8条第1項表1)を準用(4%~15%)</li> </ul>	都市基盤事業者の負担
鉄道事業者の施設	○ <b>都市基盤事業者が、一般通行の用に供する部分の自由通路整備費の2/3を負担</b>	鉄道事業者の負担
特別の場合	○大規模ターミナル駅等の限定された特別な場合については、都市基盤事業者と鉄道事業者の協議により費用負担を決定	

## ■駅舎建替え相当額の考え方



※1: 現駅、地平駅、橋上駅は全て同じ機能、規模を原則とし、機能増強する場合は補償費に含まれない。(機能回復のため、規模が変わることもあるが、その場合は「公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱」第3条第4項、第12条に従って判断する。)

※2: 既定の標準設計または既往の実例から算出

※3: 地方公共団体等※イが管理する既存公共施設等※ロであって、当該公共施設等に係わる決算が継続的に赤字状態にあるなど、減耗分相当額を調達することが極めて困難な場合は、**減耗分の全部又は一部を控除しないことができる。**

(公共補償基準要綱の運用申合せ(平成19年6月15日)」第7条第4項)

※イ: 鉄道事業者も含まれる

※ロ: 鉄道施設も含まれる

## ②-1 通路等の場合

駅ビル開発と一体的に整備するなど鉄道事業者の意向により自由通路を道路にできず、条例等により通路等として都市基盤事業者（道路管理者であるものを除く。以下この号及び次号において同じ。）が整備、管理する場合は、当該開発によって生じる受益に応じて鉄道事業者は、自由通路整備費の一部を負担するものとするが、当分の間、鉄道事業者の負担額は、「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する細目要綱（平成19年8月9日）」第8条第1項表1を準用するものとする。

維持管理費については、原則、都市基盤事業者が全額負担するものとする。

○自由通路整備の受益の一部は、鉄道利用者が享受すると考えられる。

⇒鉄道事業者の負担額は、当面は下表による。

地域	地域区分	鉄道受益割合
A地域	東京23区	15%
B地域	首都圏の既成市街地・近郊整備区域 近畿圏の既成都市区域 中部圏の一部 政令指定都市	10%
C地域	近畿圏の近郊整備区域 中部圏の都市整備区域 人口30万人以上の都市区域	7%
D地域	その他	4%

(都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する細目要綱 第8条第1項 表1)

※1 高架下貸付可能区域に面する商業系用途比率による補正は行わない。

※2 通路等として自由通路の整備を行う場合は、駅舎の整備費は、補償費ではなく附帯工事費として自由通路整備費に含まれ、鉄道事業者の負担は上記割合となる。(補償費ではないので駅舎の建替え相当額は発生しない)

#### ②－2 通路等の場合

なお、都市基盤事業者の意向により道路としないものについては、前号に規定する費用負担とする。

- 都市基盤事業者が整備、管理する自由通路は、基本的に道路法上の道路とする
- 鉄道事業者に費用負担を求めるために通路等とすることがないように記述したもの